







平成29年12月 日

受給権者 様

日本年金機構

障害等級等に関するお知らせ

平素より、公的年金制度に対するご理解を賜り、感謝申し上げます。

この度の診断書（障害状態確認届）の審査結果及び次回の診断書の提出の時期に関するお知らせを送付します。

お客様の障害の程度については、本年にお客様から提出された診断書により審査したこと、障害基礎年金を受給できる障害の程度にあると判断できませんでした。しかしながら、これまでの経緯を踏まえ、本年に関しては、從前と同様に支給することとした上で、次回（平成30年度）に、改めて診断書をご提出いただくこととなりました。

したがって、次回の診断書において障害状態を確認し、記載内容が今回と同様と認められる場合には、支給停止となることがあります。

つきましては、次回診断書の提出の際には、障害認定基準を踏まえ、記載漏れ等がない診断書を提出いただきますようお願いします。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記までご照会ください。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記までご照会ください。

《お問い合わせ先》  
日本年金機構 障害年金センター  
電話番号：【受付時間】 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除きます）  
午前9:00～午後6:00

《お問い合わせ先》  
日本年金機構 障害年金センター  
電話番号：  
【受付時間】 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除きます）  
午前9:00～午後6:00





＜化学物質過敏症 3級＞

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成 22年7月8日」であるので、障害認定日は 1 年 6 月後の平成 24年1月8日となる。  
この診断書の障害の状態は、平成 24年1月15日現症のもので、障害認定日以降 3 月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は「化学物質過敏症」であるので、⑫、⑯、⑰欄は必ず記載されなければならない。

■認 定

障害の程度は、洗剤、シャンプー、香水、芳香剤など日常にありふれた臭気でめまい、視覚異常、嘔吐、脱力、集中力低下、うつ状態などの症状があり、週のうち数日自宅にて安静が必要になるため、ほとんど外出することができず、一般状態区分は「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」となっていることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級12号と認定される。